

**愛川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月

愛川町教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 2
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本町はこれまでも、校長会議や教頭職を構成メンバーとする業務改善検討委員会など通じて現場の声を聞きながら、「働き方改革」の視点から業務改善等について検討をしてきました。

こうした状況にあって、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、教員の長時間労働の是正と健康・福祉の確保、そして「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図りながら、児童・生徒に対して質の高い教育を安定的に提供する体制を整えることが求められました。

そこで、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動に資するよう本計画を定めるものです。

(2) 愛川町の現状

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合
小学校	月35.2時間	34.5%	6.4%
中学校	月45.2時間	65.6%	32.1%

- 本町では、保護者連絡メールの導入や給食費の公会計化、中学校の部活動地域展開などにより、超過勤務の縮減に取り組んできましたが、依然として月45時間を超える時間外勤務を行っている教員が多い実態があります。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

時間外在校等時間	月 45 時間超の職員の割合	0 %
	年 360 時間超の職員の割合	0 %

(2) ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている職員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

※県指針において、県・市町村教育委員会共通の目標として設定しているものです。

3 計画の期間

令和8年度から11年度までの4年間とします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町の実情を踏まえ、国が示す「学校と教師の業務の3分類」の位置づけを整理したうえで、以下の内容に取り組んでいきます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- 放課後、特に勤務時間外における校外の見回りについては、学校による対応は原則行わないこととします。
- 児童・生徒が補導等された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は行わないこととします。

(ウ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- 地域学校協働活動の実施状況に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。

(エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- 神奈川県に配置しているスクールロイヤーの活用等、学校が法的なサポートを受けられる環境を整備します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 学校徴収金等の徴収・管理

- 国指針では、「学校以外が担うべき業務」と位置付けられています。が、学校によって様々な特色があり、学校徴収金の種目や金額が異なることから、直ちに学校徴収金等の公会計化を行い、学校以外が徴収・管理業務を行うことは難しい現状があります。
- こうしたことから、当面は、私会計業務の見直しや、業務アシスタントの活用等により教員の負担軽減に取り組みます。また、更なる負担軽減に向けて、事務補助スタッフの配置や、出納管理システムの導入等についての検討を行います。

(イ) 調査・統計等への回答

- 調査内容を精査し、調査回数の縮減や回答方法の工夫、デジタル技術の活用などによる更なる負担軽減を図ります。

(ウ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- 事務職員等の積極的な参画を促すとともに、ホームページの管理・運営の支援に教員以外の人材等の活用を進めます。

(エ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- 教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びICT支援員を中心に行いつつ、実情に応じて民間事業者への委託を検討します。

(オ) 学校プールの管理

- 水泳授業の民営化を推進するとともに、教員以外の人材等の活用を検討します。

(カ) 校舎の開錠・施錠

- 教頭等の特定職員に責任や負担が集中しないように、職員間の役割分担を見直します。

(キ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- 学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進します。

(ク) 校内清掃

- 教員は児童・生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教員以外の人材等の活用を検討します。

(ケ) 部活動

- 活動時間は学校実態に応じて、平日の活動は週4日以内、活動時間は2時間程度（16時開始の学校は18時まで）、大会期間を除いた土日の活動は、どちらか1日3時間程度を徹底します。

ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

- 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施することとします。
- 給食の準備・片付けについて、配膳補助員等教員以外の人材等の活用を進めます。

(イ) 授業準備

- ICTの活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT支援員による技術支援やスクール・サポート・スタッフの活用による負担軽減を進めます。

(ウ) 学習評価や成績処理

- 授業準備や採点作業、成績処理等を効率的に行うための校務支援システムの導入を検討します。

(エ) 学校行事の準備・運営

- 児童・生徒の成長に必要な行事を精選し、準備・運営に当たっては、コミュニティ・スクールを活用し、地域と連携した運営を進めるとともに、必要に応じて教員以外の人材等を活用します。

(オ) 進路指導の準備

- 就職先に関する情報収集等について、教員以外の人材の活用を進めるほか、ICTを活用した業務の効率化を促します。

(カ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- 児童生徒の課題の状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、インクルーシブサポーター、日本語指導員等を活用し教職員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教員が担う業務の適正化を図ります。

- 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営に努めます。
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- 職員会議など、各種会議について見直し、縮減や合理化を徹底します。
- 教員以外でも対応可能な業務について、業務アシスタントの更なる活用を検討します。

- 学校運営協議会における協議等を通じて、取組に対する保護者や地域の理解促進を図ります。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- 教員のメンタルヘルス対策を進めるため、臨床心理士による助言・指導を実施します。
- 年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定、完全退勤時間の設定・遵守など、これまで行ってきた取組を引き続き進めます。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組を着実に実行するため、毎年度、教員の在校等時間の状況を公表するとともに、総合教育会議において報告することとします。
- 学校と保護者との迅速な連絡・情報共有を図るため、保護者連絡システム活用を図ります。
- 教員の情報共有手段であるグループウェアシステム等の構築に向けた取組を進めます。
- 教員を対象とした働き方改革に係る意識調査を実施し、実効性ある取組の検討を進めます。
- 働きやすい職場環境を実現するため、職員室等のオフィス環境を改善します。